

○ 室蘭市建築基準法施行条例 新旧対照表

(昭和 4 3 年条例第 4 0 号)

改 正 後	改 正 前																				
<p>(仮設興行場等に対する制限の緩和)</p> <p>第 5 9 条 法第 8 5 条第 6 項に規定する仮設興行場等で、消火及び避難に有効な幅員 5 メートル以上の空気を周囲に有するものについて、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、その建築を許可する場合には、第 1 7 条、第 3 8 条、第 3 9 条、第 4 0 条第 2 項及び第 3 項、第 4 2 条、第 4 4 条、第 4 5 条並びに第 5 8 条の 4 第 3 項第 2 号の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の規定は、法第 8 5 条第 7 項に規定する仮設興行場等で、消火及び避難に有効な幅員 5 メートル以上の空気を周囲に有するものについて、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、その建築を許可する場合について準用する。</p> <p>(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の制限の緩和)</p> <p>第 5 9 条の 6 建築物の用途を変更して法第 8 7 条の 3 第 6 項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等について、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、同項の規定による許可をするときは、第 3 8 条、第 3 9 条、第 4 0 条第 2 項及び第 3 項、第 4 2 条、第 4 4 条、第 4 5 条並びに第 5 8 条の 4 第 3 項第 2 号の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の規定は、建築物の用途を変更して法第 8 7 条の 3 第 7 項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等について、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、同項の規定による許可をするときについて準用する。</p> <p>別表 (第 5 8 条の 1 5 関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定、指定若しくは許可又は認定若しくは許可の取消し</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 9 法第 8 5 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可</td> <td>1 件につき 1 1 8,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 9 の 2 法第 8 5 条第 7 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可</td> <td>1 件につき 1 4 5,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 3 法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく興行場等の使用の許可</td> <td>1 件につき 1 1 8,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 4 法第 8 7 条の 3 第 7 項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可</td> <td>1 件につき 1 4 5,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	認定、指定若しくは許可又は認定若しくは許可の取消し	手数料の金額	2 9 法第 8 5 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	1 件につき 1 1 8,000 円	2 9 の 2 法第 8 5 条第 7 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	1 件につき 1 4 5,000 円	4 3 法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく興行場等の使用の許可	1 件につき 1 1 8,000 円	4 4 法第 8 7 条の 3 第 7 項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可	1 件につき 1 4 5,000 円	<p>(仮設興行場等に対する制限の緩和)</p> <p>第 5 9 条 法第 8 5 条第 5 項に規定する仮設興行場等で、消火及び避難に有効な幅員 5 メートル以上の空気を周囲に有するものについて、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、その建築を許可する場合には、第 1 7 条、第 3 8 条、第 3 9 条、第 4 0 条第 2 項及び第 3 項、第 4 2 条、第 4 4 条、第 4 5 条並びに第 5 8 条の 4 第 3 項第 2 号の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の規定は、法第 8 5 条第 6 項に規定する仮設興行場等で、消火及び避難に有効な幅員 5 メートル以上の空気を周囲に有するものについて、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、その建築を許可する場合について準用する。</p> <p>(建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の制限の緩和)</p> <p>第 5 9 条の 6 建築物の用途を変更して法第 8 7 条の 3 第 5 項に規定する興行場等とする場合における当該興行場等について、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて、同項の規定による許可をするときは、第 3 8 条、第 3 9 条、第 4 0 条第 2 項及び第 3 項、第 4 2 条、第 4 4 条、第 4 5 条並びに第 5 8 条の 4 第 3 項第 2 号の規定は、適用しない。</p> <p>2 前項の規定は、建築物の用途を変更して法第 8 7 条の 3 第 6 項に規定する特別興行場等とする場合における当該特別興行場等について、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めて、同項の規定による許可をするときについて準用する。</p> <p>別表 (第 5 8 条の 1 5 関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定、指定若しくは許可又は認定若しくは許可の取消し</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 9 法第 8 5 条第 5 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可</td> <td>1 件につき 1 1 8,000 円</td> </tr> <tr> <td>2 9 の 2 法第 8 5 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可</td> <td>1 件につき 1 4 5,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 3 法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定に基づく興行場等の使用の許可</td> <td>1 件につき 1 1 8,000 円</td> </tr> <tr> <td>4 4 法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可</td> <td>1 件につき 1 4 5,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	認定、指定若しくは許可又は認定若しくは許可の取消し	手数料の金額	2 9 法第 8 5 条第 5 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	1 件につき 1 1 8,000 円	2 9 の 2 法第 8 5 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	1 件につき 1 4 5,000 円	4 3 法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定に基づく興行場等の使用の許可	1 件につき 1 1 8,000 円	4 4 法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可	1 件につき 1 4 5,000 円
認定、指定若しくは許可又は認定若しくは許可の取消し	手数料の金額																				
2 9 法第 8 5 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	1 件につき 1 1 8,000 円																				
2 9 の 2 法第 8 5 条第 7 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	1 件につき 1 4 5,000 円																				
4 3 法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく興行場等の使用の許可	1 件につき 1 1 8,000 円																				
4 4 法第 8 7 条の 3 第 7 項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可	1 件につき 1 4 5,000 円																				
認定、指定若しくは許可又は認定若しくは許可の取消し	手数料の金額																				
2 9 法第 8 5 条第 5 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	1 件につき 1 1 8,000 円																				
2 9 の 2 法第 8 5 条第 6 項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可	1 件につき 1 4 5,000 円																				
4 3 法第 8 7 条の 3 第 5 項の規定に基づく興行場等の使用の許可	1 件につき 1 1 8,000 円																				
4 4 法第 8 7 条の 3 第 6 項の規定に基づく特別興行場等の使用の許可	1 件につき 1 4 5,000 円																				